

## 部会だより

### ◆源泉研究部会◆

#### 『第279回研修会』

#### ～年金の基礎知識～

(株)鷺宮製作所 西見俊英

9月7日、源泉研究部会の「第279回研修会」として開催された「年金の基礎知識」を受講しました。昨年・一昨年と開催され好評のテーマだとお聞きしていましたが、講師も昨年と同じ(財)東京社会保険協会評議員・新宿社会保険委員会会長の武藤玲氏ということで、内容的にかなり突っ込んだ質問にも、年々質問のレベルが上がってくると喜ばれながら、素人(私だけかも)にもわかりやすい回答をしていただきました。

以下内容の趣旨のみを掲載させていただきます。

今回は、特に『定額部分・報酬比例部分の年金(基金の年金)の支給開始年齢について』講義をしていただきました。

60歳に到達し、年金の加入期間などの受給資格を満たしていると、特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生しますが、それ以降引き続き勤務する場合は、給与の額によって年金は全額停止あるいは一部停止になることがあります。また、年金の受給権を満たした日から5年を経過すると、5年を過ぎた期間の受給権は喪失(時効)になりますので注意が必要で、この事については、例を挙げて具体的に説明をしていただきました。



知れば知る程知識豊富に…

65歳になると再度請求し、65歳前の特別支給の老齢厚生年金を受給している場合には、ここで見直しを行うことになります。(受給者には社会保険庁からハガキが送られます。)

60歳で定年退職するときには、年金と失業保険を同時に受給することはできないため、どの方法を選択することが得になるかを慎重に選択する必要があります。また、定年時の失業保険の受給をちょっと後にずらす方法などの説明もありました。

その他、老齢厚生年金の繰下げ支給や第3号被保険者についても講義をしていただきました。

年金は、男性・女性によっても違いますし、生年月日によっても異なってきます。本当に厄介なシクミ(?)だと思いますが、きちんと学んで事前にしておく事が本当に大事な事だと思いました。また、現在、年金制度が大きく見直されていますが、国民年金は20歳からの加入にもかかわらず、なかなか理解されず保険料の未納者が非常に多い現状です。

誰もが必ず年を重ね年金のお世話になるときが来ます。年金受給者になる前に、こうしたシクミ(?)を十分に学んでいくべきだと痛感しました。

可能であれば、是非、夫婦で、こうした講義を受講できたらより良いのかなあと思いました。難解な年金の事について、非常に分かり易く教えていただき本当にありがとうございました。

来年は、更に受講者が増えるよう期待しております。



講師の武藤氏

\*11月9日「第281回研修会(年調)」の予定です。

### ◆女性部会◆

9月13日、役員会を開催しました。今年度の事業計画に則り検討審議されました。今年度は、部会創立25周年の佳節にあたることから、今後の行事も、全て周年行事の一環として開催する旨が役員全員一致で同意されました。

前段では、中野税務署に於いて、渡辺署長、木本副署長、関口第1統括官、西村審理上席にご出席頂き、翌日の『講演会』に先立ち、親しく懇談をさせていただきました。

\*12月7日『第107回研修会(管外)』を麴町:エメ・ヴィバールで開催予定。



署の幹部の皆様を囲んで…

### ◆新年賀詞交歓会開催のご案内◆

日時：平成19年1月11日(木) 4時半受付

場所：中野サンプラザ 13階

第1部 午後5時 賀詞交歓会

第2部 5時50分～ 祝賀パーティー

会費：8,000円

余興：幸運くじ(賞品多数)